

介護保険料納付のお願い

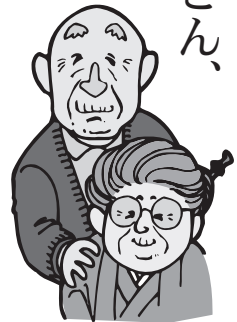
65歳以上のみなさん、

7月から

平成21年度

介護保険料普通徴収の

納付が始まっています。



保険料の納めかたは、年金から天引き（特別徴収）

される場合と、納付書による納付（普通徴収）の2つにわかれます。いずれの納めかたになるかは、年齢・退職（基礎）年金等の受給額などで決まります。

特別徴収の方は、すでに仮徴収（4月・6月・8月の年金から天引き）されています。

特別徴収 Ⅱ 年金から天引きされます。

【対象者】

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上の方

【納めかた】

偶数月に支払われる年金から、介護保険料があらかじめ天引きされます。

普通徴収

Ⅱ 納付書で個別に納めます。

【対象者】

- ・年度の途中で65歳になった方
- ・年度の途中で他の市町村から転入した方
- ・年度の初め（4月1日）には年金を受給していなかった方
- ・年度の途中で所得の更正等があり、保険料額が変更となった方
- ・老齢福祉年金受給者

【納めかた】

納期ごとに、広域連合から送られてきた納付書をもって指定の金融機関などで収めていただくか、口座振替によって納めていただきます。納期は7月（第1期）～翌年3月（第9期）となります。

※**口座振替をご利用**
すると便利です！

保険料が金融機関から自動的に振り替えられるため、手間が省け、納め忘れもなくなります。

取り扱い金融機関で、通帳届出印、通帳、納付書を持参して「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。（**口座振替の開始は、申し込みの翌月以降となります。**）

介護保険料を滞納すると
（給付制限について）

介護保険料の納め忘れがありますと、介護サービスを利用した際に、利用料を一旦全額支払らなければいけなくなったり、負担割合が三割になったりするなどのペナルティーが課せられる場合がありますので、納め忘れないよう、よろしくお願い致します。



介護保険料減免についてのお知らせ

沖縄県介護保険広域連合では、沖縄県介護保険広域連合介護保険条例に基づき介護保険料の減免を行っています。

【対象者】

下記の事項①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 震災・風水害・火災等により、住宅・又は家財に著しい損害をうけたこと。
- ② 生計の主の収入が死亡、又は長期入院により、著しく減少したこと。
- ③ 生計の主の収入が事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したこと。
- ④ 生計の主の収入が天災による農作物の不作、不漁等により、著しく減少したこと。
- ⑤ その他、広域連合長が必要と認める者。（生活保護基準に該当する場合）

【介護保険料の減額免除割合】

※保険料の減額は承認された後、変更されます。

- ①に該当する場合
 - ・前年の所得額と損害の程度により、金額から8分の1を減額。
- ②又は③に該当する場合
 - ・前年の所得額と所得の減少割合によ

り、2分の1から8分の1を減額。

- ④に該当する場合
 - ・前年の所得額と農水産物の損失額（補償額は除く）により、10分の5から10分の9を減額。
- ⑤に該当する場合
 - ・保険料の半額。又は第1段階保険料との差額を減額。

【申請に必要なもの】

○持参していただくもの

- ①に該当する場合
 - ・消防署・警察署・保険会社からの罹災証明書等
 - ②に該当する場合
 - ・医師の診断書
 - ③に該当する場合
 - ・休廃止していることを証明するにたりる書類、失業保険受給証明書
 - ④に該当する場合
 - ・不作・不漁等については、これを証明するにたりる書類
 - ⑤に該当する場合
 - ・印鑑（認印可）
 - ・年金支給通知書等（年金額が確認できるもの）
- ・被保険者の世帯全員の預金、貯金通帳

- ・有価証券
- ・身体障害者手帳
- ・加入している健康保険証
- ・ご本人及び世帯に働いている方がいる場合は給与証明、また事業をしている場合は所得の収支が確認できるもの
- ・資産評価証明書（資産がない場合は無資産証明書。市町村役場にて発行しています。）

※提出された書類に不足、不備がある場合、又は、偽りの申請その他不正な行為があった場合には保険料の減免を受けられません。

【申請書類提出先】

・お住まいの市町村の介護保険担当課へ申請を行ってください。

【問い合わせ先】

◆ 沖縄県介護保険広域連合
〒904-0197

沖縄県中頭郡北谷町北谷2丁目6番地2
TEL 098-921-7802

（会計課 賦課徴収担当）

◆ 社会福祉課 老人介護係
TEL 098-998-9598